

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

印西市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

印西市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保護者ファイル 2. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表（23の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 (情報提供の根拠) 第2条の表(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、162、167、168、169、170、171、172の項) (第15条、16条、20条、22条、30条、39条、42条、44条、45条、50条、51条、55条、61条、65条、71条、76条、77条、78条、88条、89条、91条、98条、110条、127条、134条、143条、146条、153条、157条、160条、163条、169条、170条、171条、172条、173条、174条) (情報照会の根拠) 第2条の表(42、43の項) (第44条、45条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2 電話 0476-42-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部社会福祉課 〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2 電話 0476-42-5111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	健康福祉部参事(社会福祉課長事務取扱) 染谷 豊	健康福祉部参事(社会福祉課長事務取扱) 伊藤 哲之	事後	
平成29年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年6月29日	I 5. ②所属長の役職名	健康福祉部参事(社会福祉課長事務取扱) 伊藤 哲之	社会福祉課長	事後	
平成30年6月29日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月29日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I 5. ①部署	健康福祉部社会福祉課	福祉部社会福祉課	事後	
令和1年6月28日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部情報管理課	総務部総務課	事後	
令和1年6月28日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部社会福祉課	福祉部社会福祉課	事後	
令和1年6月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による新設

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一(15の項) ・平成26年内閣府・総務省令第5号第15条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一(15の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条	事後	
令和2年6月30日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) : 26の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) (別表第二における情報提供の根拠) : 9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) : 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) : 26の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第19条	事後	
令和2年6月30日	I 6. 他の評価実施機関	総務省、地方公共団体情報システム機構	—	事後	
令和2年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅳ 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和3年6月30日	Ⅳ 4. 委託先における不正な 使用等のリスクへの対策は十 分か	[]	[十分である]	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月30日	項目	Ⅱ 1. 対象人数 いつの時点の計数か	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	事後	
令和4年6月30日	項目	Ⅱ 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	事後	
令和4年6月30日	提出時期に係る説明	その他の項目の変更であり事前の提出・公表 が義務付けられない。	変更前の記載を省略	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ しいき値判断項目 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。) 第9条第1項及び別表第一(15の項)	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。) 第9条第1項 別表(23の項)	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法律上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(以下 「別表第二省令」という。) (別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、18、20、21、24、26、2 7、28、30、31、37、38、42、50、53、54、 61、62、64、70、87、90、94、104、106、 108、116、120の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) :第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、 第14条、第17条、第19条、第20条、第21 条、第22条、第23条、第24条、第25条、第2 6条の4、第27条、第28条、第32条、第33 条、第35条、第39条、第44条、第47条、第5 2条、第53条、第55条、第59条の2、第59条 の3 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) :第19条	番号法第19条第8号に基づく主務省令 (情報提供の根拠) 第2条の表(13、14、18、20、28、37、40、 42、48、49、53、59、63、69、74、75、7 6、86、87、89、96、108、125、132、14 1、144、151、155、158、161、162、16 7、168、169、170、171、172の項) (第15条、16条、20条、22条、30条、39条、 42条、44条、45条、50条、51条、55条、61 条、65条、71条、76条、77条、78条、88条、 89条、91条、98条、110条、127条、134 条、143条、146条、153条、157条、160 条、163条、169条、170条、171条、172 条、173条、174条) (情報照会の根拠) 第2条の表(42、43の項) (第44条、45条)	事後	
令和6年9月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計 数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	